

令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務

(2) 業務の目的

白樺湖観光センター周辺エリアは、東信地方と南信地方を国道152号が繋ぐ交通の結節点で、観光地「白樺湖」の玄関口である。廃屋化した大規模な観光宿泊施設は景観等を損なう大きな課題となっていた。近年、茅野市柏原財産区により一部の大規模廃屋の撤去が進められ、茅野市では撤去後に街なみ環境整備事業を活用した公園整備も進めている。

今後、白樺湖の玄関口に当たる白樺湖観光センター周辺エリアにおける人々の交流を促す交流拠点機能、玄関口としての機能の集積により拠点再整備を図るため、将来にわたる指針として『白樺湖観光センター周辺エリア整備計画』を策定するものである。

(3) 業務の内容

「令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務仕様書」のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、特定者との打合せの中で変更する可能性がある。）

(4) 発注者

茅野市長 今井 敦

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月15日（金）まで

2 事業予算

5,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

※この金額は、見積り合わせ時の予定価格となるものでない。

3 参加者の資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。）であり、以下に掲げる条件を全て満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定により、茅野市の入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 茅野市建設コンサルタント等の入札参加資格を有する者で、入札参加希望業種で建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」の登録があり、長野県内に本社又は支社、営業所のいずれかを有していること。

(3) 茅野市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は

茅野市暴力団排除条例施行規則（平成 24 年規則第 23 号）第 2 条各号に規定する暴力団関係者でないこと。

(4) 平成 30 年度から令和 4 年度（5 年間）までに完成した、国又は地方公共団体から委託した官民連携を念頭においたまちづくりや施設整備の基本構想や基本計画の策定業務の同種又は類似業務の実績を 1 件以上有すること。

(5) 茅野市で行う打合せ等に参加できる者であること。

4 スケジュール

日 程	内 容
4 月 2 0 日（木）	公募開始
4 月 2 7 日（木） 1 7 時	参加表明書提出期限
5 月 8 日（月） 1 7 時	質問受付締切
5 月 1 1 日（木）	質問回答
5 月 1 8 日（木） 1 7 時	提案書類提出期限
5 月 2 5 日（木）	審査会
5 月 2 9 日（月）	審査結果の通知
5 月 2 9 日（月）～6 月 6 日（火）	仕様の決定
6 月 1 5 日（木）～	契約締結、業務開始（予定）

5 プロポーザル参加申請書に関する事項

(1) 提出書類

参加表明書（様式第 1 号）

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期限

令和 5 年 4 月 2 7 日（木）午後 5 時まで（必着）

(4) 提 出 先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号

茅野市産業経済部観光課 観光係（担当：長岡、五味）

電話：0266-72-2101（内線422） F A X：0266-72-5833

電子メール：kanko@city.chino.lg.jp

(5) 提出方法

郵送又は持参によります。（郵送で提出した場合は、到達したことを電話により、(4)の担当者に確認してください。）

6 質問に関する事項

(1) 質問様式

様式任意

(2) 受付期限

令和5年5月8日（月）午後5時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。時間は午前9時から午後5時まで）

(3) 提出先

第5項（4）に同じ

(4) 提出方法

電子メールによる。

質問と回答は参加表明書の提出者全員に対し、電子メールにより回答します。

7 提案書に関する事項 ※文字サイズは10pt以上とする。

(1) 提出書類

ア 提案書（様式任意）

提案書を求める項目は、以下のとおりです。

①過去の業務の主な実績（様式任意） A4判1枚以内

官公庁から受託した本業務と同種又は類似の業務の実績については、「業務名称、発注者名、業務期間、契約金額（業務規模）、業務内容等」を3件以内で記載してください。

②業務体制図（様式任意） A4判1枚以内

業務に携わる者の氏名、資格、体制、経験等を記載してください。

③実施業務スケジュール（様式任意） A4判1枚以内

④現状把握と課題整理の手法（様式任意） A4判1枚以内

⑤整備計画の策定手法 A4判1枚以内整備計画の策定に当たってのポイントや、対象地域の賑わいの創出や魅力向上に資する提案内容を記載してください。

⑥整備計画策定ワーキンググループの進め方や手法 A4判1枚以内

⑦実施スケジュール A4判1枚以内

⑧見積書（様式任意）

見積書には、人件費、事業費、管理費等の内容・積算根拠等のわかる内訳書を添付してください。

※連絡先（所在地、担当者氏名、担当部署、電話・FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載してください。

イ 提案者の概要が分かる資料（会社パンフレット等）

ウ 管理技術者の雇用及び資格の証明書

エ 同種又は類似業務の実績を証明できる書類

(2) 提出部数

提案書（上記ア）：9部（正本1部・副本8部）

添付書類（上記イ、ウ及びエ）：1部

(3) 提出期限

令和5年5月18日（木）午後5時まで（必着）

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。）

(4) 提出先

第5項(4)に同じ

(5) 提出方法

第5項(5)に同じ

8 審査会に関する事項

「令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務仕様書」に掲げる業務内容について、提案書にどのように反映しているかを、審査会において審査し、総合的に最も適した提案者を特定します。審査会は、「令和5年度白樺湖観光センター周辺エリア整備計画策定委託業務 プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

(1) 対象

提案書を提出した者(ただし、1参加者につき1案のみとする。)

(2) 日時

令和5年5月25日(木)午後2時から(予定)

提案書を提出した参加申請者に対し、説明を求め、又は質問・照会等を行う場合があります。対面またはWebにより対応できる態勢を取ってください。時間及び詳細は、参加申請者に直接ご連絡します。

なお、審査会における追加資料の配布は認めません。

(3) 場所

茅野市役所7階 705会議室

(4) 結果

ア 審査会による提案者の特定後、速やかに提案書を提出した参加申請者に審査結果を文書で通知します。なお、電話による問合せには応じません。

イ 審査結果は、契約締結後に茅野市公式ホームページで公表します。

9 契約の締結等

(1) 審査の結果、茅野市は最適者として特定された者(以下、「特定者」という。)と協議を行い、当業務に係る仕様を決定した上で契約手続きを進めます。よって、事業の条件及び仕様等についても修正を行う場合があります。

(2) (1)の協議において、契約条件が整わない場合は、審査会の審査結果において総合評価が次点の参加申請者と協議を行います。

10 特定者以外の者に関する事項

(1) 特定者以外の提案書を提出した参加申請者は、審査結果通知日の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を含めない。)以内に、書面(様式任意)により、審査結果の疑義について、その理由の説明を求めることができます。

(2) 提出先

第5項(4)に同じ

(3) 提出方法

第5項(5)に同じ

11 参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。

- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本要領の掲示内容に違反すると認められる場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

提案書の内容に著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案書を提出する参加表明者がその使用に関する責任を負うものとします。

(3) 提出書類

- ア 提出後の変更、差し替え又は再提出は認めません。
- イ 提出された書類は返却しません。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とします。

(6) その他

本プロポーザルに係る審査結果はすべて公表対象とします。

提案者は、参加表明書の提出をもって、本要領掲示の内容に同意したものとします。

(7) 提出様式等の入手方法

茅野市ホームページからのダウンロード <https://www.city.chino.lg.jp>

12 問い合わせ先

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号

茅野市産業経済観光課 観光係（担当）：長岡、五味

電話：0266-72-2101（内線422） F A X：0266-72-5833

電子メール：kanko@city.chino.lg.jp